

政令第 号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（政策立案総括審議官）」に改め、同条第一項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、同条第二項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「政策の評価」を「合理的な根拠に基づく政策立案の推進」に、「立案」を「立案並びに調整」に改める。

第三条第一項中「六人」を「七人」に改める。

第五条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第十五条第十一号中「（情報技術犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第十七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律

第八十三号)の施行に関すること。

第十九条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 第三条第一項の審議官（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものに限る。）のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

理由

警察事務の実情に鑑み、警察庁長官官房に政策立案総括審議官一人を置く等の必要があるからである。